

主要なバイ・アメリカン関連の法令・規則

**バイ・アメリカン法（BAA）**：連邦政府が調達する物品につき、「国内最終製品」と認められるには（1）米国内で製造されており、（2）部材の費用全体の 55%超が米国で製造されていることを求める法律。最終製品のうち、その全体または大部分が鉄鋼から成るものについては、外国製の鉄鋼の費用が 5%を下回らなければならない。ただし、BAA に基づく連邦調達規則（FAR）によると、次の例外措置が認められている。

1. 公共利益との不一致：米国の省庁が外国政府との間で、BAA の例外を認める合意を締結している場合が該当。例として国防総省が同盟・友好国との間で防衛装備品の調達合理化などを進めるために互恵的な合意を締結している場合などが当たる。
2. 国内調達不可：調達対象の物品などについて、国内で採掘、生産、製造されておらず、商業用に十分な量および質の確保ができない場合が該当。
3. 妥当でない費用：国内中小企業が提供する国内最終製品の価格が、外国製品よりも 30%を超えて高い場合、および中小企業以外では 20%を超えて高い場合が該当。国防総省の調達においては国内最終製品の価格が 50%を超えて高い場合が該当。
4. 軍内販売所での再販売：物品の調達が軍内の販売所での再販売の場合に該当。
5. 民生用情報技術：民生用の情報技術の調達は、BAA の適用対象外となっている。
6. 貿易協定法（TAA）の適用：一定の基準額を超える製品、サービス、建設契約においては、省庁は WTO 政府調達協定加盟国、米国が加盟する FTA 締結国、後発開発途上国を含む指定国からの製品やサプライヤーに対して内国民待遇を供与しなければならない。
7. その他：一部の商業用の既製品は BAA の適用対象外。また、一般的に 1 万ドル未満の少額の調達案件または米国外での利用のための調達も適用対象外。

**ベリー修正法**：国防総省が調達する食糧や衣料品等を、米国で生産されたものに限るとする法律。ただし、国内調達不可であったり、緊急事態への対応のための国外での調達などの場合に例外を設けている。

**キッセル修正法**：ベリー修正法と同様の内容を、国土安全保障省にも適用する法律。

**ジョーンズ法**：商業輸送について、米国内の港湾間の往来（直接または第 3 国経由に関わらず）を米国籍船に限定する法律。例外は国家安全保障に資する限定的な場合に認められる。国防長官が

軍の運営上有害な影響に対処する上で必要な範囲で、国土安全保障省に例外を要請する。また、国土安全保障長官は自らの判断で例外を承認できる。例外の有効期間は 10 日間で、延長は 10 日間単位で認められるが、例外全体の期間は 45 日を超えてはならない。

**1904 年、1954 年 貨物優先積取法**：国防総省の貨物の 100%、およびそれ以外の政府機関の貨物の少なくとも 50%は、国際輸送において、民間所有の米国籍船舶で輸送することを求める法律。

**その他**：連邦政府による資金援助全般に対してバイ・アメリカン条項を適用する包括的な法令は存在しないものの、運輸省の連邦公共交通局（FTA）の補助金供与においては、プロジェクトで使用される鉄鋼、物品については米国で生産されていることを要求しているように、個別の法令でバイ・アメリカンを求めているものは多数存在する。

（注）青字の法令は、今回の OMB の指示による第 1 段階の見直しの対象となっているもの。

（出所） OMB 指示文書